

事業構想大学院大学ボランティア情報センター設置規程

(設置)

第1条 事業構想大学院大学（以下「本学」という）事務局内に、「事業構想大学院大学ボランティア情報センター」（以下、「ボランティア情報センター」という）を置く。

(目的)

第2条 ボランティア情報センターは、学内外のボランティア活動に関する情報収集、学内での情報共有、相談対応を行うことで、ボランティア活動に対する理解を深め、本学教職員や院生が、事業構想を通じて社会に貢献することを目的とする。

(運営委員)

第3条 ボランティア情報センターは、次に掲げる運営委員をもって組織する。

- (1) 院生委員会の委員長 1名
- (2) 研究科長 1名
- (3) 事務局長 1名
- (4) その他学長が指名する教職員

2 センター長は、院生委員会の委員長とする。

3 窓口は、東京校事務局内に置く。

4 日常の運営業務は事務局長が兼務する。

5 会議は必要に応じて委員長が招集する。

(事務局)

第4条 ボランティア情報センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 国、自治体、NPO、関係諸機関からのボランティア活動に関する情報の窓口業務
- (2) 学内の院生、教職員のボランティア活動に関する情報の広聴活動
- (3) 学内の院生、教職員のボランティア活動の好事例の学内外への広報活動
- (4) 学内の院生、教職員からの相談対応
- (5) 上記に付随する諸活動

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、運営会議の審議を経て、学長の承認を得なければならない。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、アドミッション・オフィスの運営に関し必要な細則は、センター長が学長と協議し、承認を得て定める。

附 則

本規程は、2025（令和7）年9月1日より施行する。